

公益財団法人新潟観光コンベンション協会おもてなし助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コンベンション誘致および伝統芸能の振興と観光施設の利用促進を図ることを目的として、新潟市の区域内において、学会、大会・会議、競技会・コンクール及び企業ミーティング（以下「コンベンション」という。）を開催する主催者が、そのコンベンション開催にともない、伝統芸能アトラクション及びエキスカーションのためのバス、タクシー並びに水上交通機関を貸切利用する場合、当協会の予算の範囲内において、その経費の一部を助成することとし、その助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、前条に規定する「コンベンション」の定義は、次の各号に定めるものとする。

(1) 学会

科学者により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするもの（以下「学術研究団体」という。）が主体となって、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに準ずるものをいう。

(2) 大会・会議

各種組合・団体や組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会及び総会又はこれらに準ずるものをいう。

(3) 競技会・コンクール

団体や組織の構成員や専門家等が特定の技術（職業、スポーツ、文化、芸術に限る）の向上・発展のために行う集会をいう。

(4) 企業ミーティング

企業がその企業やグループ企業の社員・職員等を対象として行う、各種会議、研修会、セミナー、式典等の集会その他これに準ずるものをいう。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付対象となるコンベンションは、公益財団法人新潟観光コンベンション協会コンベンション開催補助金交付要綱（以下「開催補助金交付要綱」という。）第3条に該当するものとする。

(助成基準及び交付額)

第4条 助成金の交付基準及び交付額は次の各号に定めることとする。ただし、交付額を算入することにより収入が支出を上回る場合には収支が一致する額を交付額の上限とする。

(1) 伝統芸能アトラクション

- ① 新潟市内に事務所を置く伝統芸能を活用すること。
- ② 助成額は当該芸能団体の出演料の2分の1以内、20万円を限度とする。

(2) エキスカーション

- ① エキスカーションとは、コンベンション主催者によって企画され、あらかじめ参加者に対して周知されたコンベンション前後の観光・視察等とし、原則新潟市を発着するものをいう。
- ② コンベンション前後のエキスカーションで、新潟市内の観光施設または商業施設（お土産店等）を一ヵ所以上入場または利用する視察見学ツアーのバス、タクシー及

び水上交通機関の借り上げ料金に対して助成する。

- ③ 助成額はバス、タクシー及び水上交通機関の借り上げ料金の2分の1以内、20万円を限度とする。
 - ④ バス、タクシー及び水上交通機関の借り上げ料金には飲食等の費用を含まないものとする。
 - ⑤ 借り上げるバス、タクシー及び水上交通機関は新潟県内の交通事業者であることとする。
- 2 令和2年7月1日から令和4年3月31日までに開催されるコンベンションは、前項第1号②の2分の1を4分の3に、20万円を40万円に、また前項第2号③の2分の1を4分の3に、20万円を40万円に読み替える。

(指定申請・審査・通知)

第5条 助成金の交付を受けようとする主催者は原則開催1ヶ月前までに次の各号の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) コンベンションおもてなし助成金助成対象指定申請書(様式第1号)
 - (2) 利用しようとする伝統芸能及び借り上げようとするバス、タクシー並びに水上交通機関の見積書(写し可)
 - (3) 開催プログラム案
- 2 理事長は審査のうえ、当該コンベンションが助成対象と認められる場合は、コンベンションおもてなし助成金助成対象コンベンション指定通知書(様式第2号)により主催者に通知するものとする。また、助成対象と認められない場合は、その旨及び理由を主催者へ通知するものとする。

(変更・取消申請)

- 第6条 主催者は、指定を受けた後において、交付額の算定基準に著しい増減が生じた場合等コンベンションの内容に変更が生じたとき、又は交付対象に該当しなくなった場合等により助成金の交付を辞退するときは、速やかにコンベンションおもてなし助成金変更・取消承認申請書(様式第3号)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。この場合において、変更又は取消を承認したときは、その旨を主催者に通知するものとする。
- 2 理事長は、変更・取消申請に係るコンベンションの内容が助成対象に該当しないと判断したときは、助成対象の指定を取り消し、その旨及び理由を当該主催者へ通知するものとする。

(実績報告及び交付申請)

- 第7条 主催者は当該コンベンションが終了したときは、速やかに次の各号の書類を理事長に提出しなければならない。
- (1) コンベンションおもてなし助成金実績報告書兼交付申請書(様式第4号)
 - (2) 利用した伝統芸能及び借り上げたバス、タクシー並びに水上交通機関の領収証等の写し
 - (3) 当日のプログラム
 - (4) 収支決算書
 - (5) 都道府県別参加人数表等(実績)
- 2 前項の第3号、第4号及び第5号については、開催補助金交付要綱第8条のコンベンション開催補助金実績報告書兼交付申請書を提出している場合は省略できることとする。

(助成金額確定及び助成金の交付)

第8条 理事長は前条のコンベンションおもてなし助成金実績報告書兼交付申請書等を受理したときは、その審査を行い、交付すべき助成金額を確定し、コンベンションおもてなし助成金交付金額確定通知書(様式第5号)により主催者に通知し助成金を交付するものとする。

(助成金交付の取消及び返還請求)

第9条 理事長は主催者の提出書類にあきらかな誤り・偽りがあるときは、助成金の交付を取り消すことができる。また、助成金交付後においては、助成金の返還請求ができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は令和2年7月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の第3条第1項第3号の規定により助成対象コンベンションの指定を受けているものは、改正前の第3条第1項第3号の規定を適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。